【別表】沿岸漁業改善資金

1 経営等改善資金

資金の種類 負 物操だ装置 1台 100	1 経営等改善	善 資金			
①操和作業省力 動操だ装置 一			基準		
企業権・企業を設置 1台 150	(2) 40 40 16 28 10 T	4 4 4 2 W H H			(据直朔间)
資金		目 期 操 た 装 直		1 台 100	
中イドスラスター					
1台 180 18 18 18 18 18 18 18	貸金		_		(1年)
自動航跡部録装置 型式認定 1台 120		サイドスラスター			
自動航路記録装置 2月 1台 120 1台 130 (合計で500) 1仲 500 1 付 500 1		レーダー		1台 180	
②漁ろう作業省 カルペラッ機 カルボーン・等の掲組機 を取りウインチ 放電式集魚灯 1 セット 200 1 台 120 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2					
②漁ろう作業省 カルボーラ等の揚縄機 を取りウインチ 施業生産方式の導入又は共産、餌料の設 の資産を理型漁 素推進資金 表達産力のに改善する漁業生産方式の導入又に設置 の資源管理型漁 素推進資金 表達を取り入又は設置 の資源管理型漁 素を取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取りのです。 一 1 台 500 1 七 セット 200 1 1 台 500 1 1 日 500 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		自動航跡記録装置	型式認定	1 台 120	六 次→9年(3年)
②漁ろう作業省 動力式つり機		GPS受信機		1 台 130	
力化機器等設置				(合計で500)	
 審資金 表フトラー等の指網機を取り インチ が電式集魚灯 油業用クレーン 漁業用クレーン 漁産 対象等処理装置 型式認定 1 台 500 指水 移動装置 型式認定 1 台 500 指水 移動装置 型式認定 1 台 500 指水 移動装置 2 元 1 台 500 (合計で500) (合計で500) (合計で500) (合計で500) 油圧装置 1 台 500 (合計で500) (合計で500) (合計で500) 油圧装置 1 台 500 (合計で500) (合計で500	②漁ろう作業省	動力式つり機	型式認定	1件 500	
会取りウインチ 1台 500 1セット 200 1台 400 1台 500 1台	力化機器等設	ラインホーラー等の揚縄機		1台 120	
放電式集魚灯 漁業用クレーン 漁業用クレーン 漁業の等を処理装置 一	置資金	ネットホーラー等の揚網機			
漁業物等処理装置		巻取りウインチ		1 台 500	
漁業物等処理装置		放電式集魚灯		1セット 200	7年
漁獲物等处理装置 型式認定		漁業用クレーン			(1年)
海水冷和装置			_		\- ' /
海来和当事務 一			型式認定		連 推→9年(3年)
漁業用ソナー カラー魚群探知機 潮流計					
カラー魚群探知機 1台 150 1台 500 7年 1台 400 (合計で500) 7年 (1年) 2台 2台 2台 2台 2台 2台 2台 2			型式認定		
潮流計					,
3 補機関等駆動 補機関 (動力取出装置					
(1年) (1年) を含まり (1年) を変しません (1		107 0.0 11			
機器等設置資金 を含む) 油圧装置 - 1 台 500 (1年) を含む) 油圧装置 - 1 台 500 (1年) を含む) 油圧装置 - 1 台 500 (1年)	③補機関等駆動	補機関 (動力取出装		(7年
金 を含む) 油圧装置 - 1 台 500			lr – 1	1 台 400	(1年)
油圧装置					(- 1 /
					連 推→9年(3年)
 ④燃料油消費節 減船用環境高度対応 機関 定速装置 完速装置 完速装置 完全 生産 を発力イオード式集 魚灯 (合計で500) 1 セット 1,300 (1 年) (1 年) ⑤新養殖技術導 養殖施設,種苗購入 民体 (合計で2,500) 大 次-9年(1年) 人資金 スは生産,餌料の購入 (合計で2,500) 大 次-9年(3年) 人資金 スは生産,餌料の購入 (合計で2,500) 大 次-9年(3年) 人資金 表準に スは生産,餌料の購入 を行うために利用する 表準に 2 (公主 を表して (公主 (公主 (公主 (公主 (公主 (公主 (公主 (公主 (公主 (公主			_	1台 500	
 ④燃料油消費節 減船用環境高度対応 機関 定速装置 完速装置 完速装置 完全 生産 を発力イオード式集 魚灯 (合計で500) 1 セット 1,300 (1 年) (1 年) ⑤新養殖技術導 養殖施設,種苗購入 民体 (合計で2,500) 大 次-9年(1年) 人資金 スは生産,餌料の購入 (合計で2,500) 大 次-9年(3年) 人資金 スは生産,餌料の購入 (合計で2,500) 大 次-9年(3年) 人資金 表準に スは生産,餌料の購入 を行うために利用する 表準に 2 (公主 を表して (公主 (公主 (公主 (公主 (公主 (公主 (公主 (公主 (公主 (公主					六 次→9年(3年)
接関 定速装置 1 合 120 1 セット 1,300 注 巻 1 セッ				(合計で500)	,, ,, ,,
 	④燃料油消費節	漁船用環境高度対応	型式認定	1 台 2,400	7年
第次	減機器等設置	機関			(1年)
無灯 (合計で2,500)	資金	定速装置		1 台 120	
(合計で2,500) た 次-9年(3年)		発光ダイオード式集		1セット 1,300	連 携→9年(3年)
(3年) (3年) (3年) (3年) (3年) (3年) (3年) (3年)		魚灯			バイオ→9年(1年)
 入資金 又は生産、餌料の購入 基づく水産動植物の養殖技術等 (6)資源管理型漁業推進資金 水産資源を合理的か漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置 (7環境対応型養殖業推進資金を経合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために改善する漁業生産方式の導入を行うために改善する漁業生産方式の導入を行うために改善する漁業生産方式の導入を行うために改善する漁業生産方式の導入を行うために改善する漁業生産方式の導入を行うために改善する漁業生産方式の導入を行うために改善する漁業を開入又は設置 (8)乗組員安全機器等の購入又は設置 (8)乗組員安全機器等の購入又は設置 (8)乗組員安全機器等の購入又は設置 (6)計で150 (6)計で150 (6)計で150 (6)計で150				(合計で2,500)	
ス					
 ⑥資源管理型漁業推進資金 か、産資源を合理的か、農林水産大臣が定める基準に、	入資金	又は生産, 餌料の購	基づく水産動植物の養殖技術	400	
 ⑥資源管理型漁業推進資金 ※推進資金 ○漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置 ②環境対応型養療産の生産行程を 総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の財産を対して、選売が、2,000 基準に関する事業生産方式の導入を行うために必要な機器等の場合のに改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置を発生を行うために必要な機器等のよび、2,000 基準課金配管理論を (3年) (3年) ③乗組員安全機器等の購入又は設置 転落防止用手すり安全力バー装置 場が終めの締結 ③乗組員安全機器等設置資金 ● 大次12年(5年) (3年) (3年) (3年) (3年) (3年) (3年) (3年) (3		入	等		
業推進資金 つ総合的に利用する 漁業生産方式の導入 を行うために必要な 機器等の購入又は設置 1,200 i					
漁業生産方式の導入 を行うために必要な機器等の購入又は設置 で					
を行うために必要な機器等の購入又は設置	業推進資金				(3年)
機器等の購入又は設置			る取決めの締結	1, 200	
置					連 携→12年(5年)
 ⑦環境対応型養養産業の生産行程を機合的に改善する漁基の保全に関する取業生産方式の導入を装金を方式の導入を決めの締結でする。 ⑧乗組員安全機器等の職入又は設置器等の職人又は設置器等設置資金器等設置資金器等設置資金器等設置資金器等設置資金器等設置資金器等設置資金器等設置資金器 (合計で150) 		機器等の購入又は設			
 殖業推進資金 総合的に改善する漁業生産方式の導入を決めの締結 (3年) 連携性報告 (3年) 単純な報告 (3年)		1			
業生産方式の導入を 行うために必要な機 器等の購入又は設置 1,200 遺 書 -12年(5年) バイナ-12年(3年) ⑧乗組員安全機 器等設置資金 転落防止用手すり 安全力バー装置 揚網機安全装置 50 50 場網機安全装置 (合計で150)					
行うために必要な機 1,200	殖業推進資金				
器等の購入又は設置			決めの締結		
⑧乗組員安全機 器等設置資金 安全カバー装置 揚網機安全装置 - 50 50 40 5年 (1年)				1,200	
器等設置資金 接網機安全装置 - 50 5 年 接網機安全装置 - 40 (1 年)	0 - (- 11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1				六 次→12年(5年)
揚網機安全装置 40 (1年) (合計で150)					
(合計で150)	器等設置資金		_		'
※ 機害期間 提票 機の "油権" () 専業工 連権促進法に (反 ま の " パノナ" () 申申 英選 パノナ 繰回 ()		揚網機安全装置		40	(1年)
(合計で150) (合計で150) ※ 億週期限(提票)関の"連集"は典定工連権促進法に係るもの "バスナ"は典せ海楽バノナ跡料				(人ましては100)	
	※ 横潭期間	 		(百計 U150) バイオ"は典は海当	 : : : : : : : : : : : : : : : : : :

[※] 償還期限(据置)欄の"連携"は農商工連携促進法に係るもの,"バイオ"は農林漁業バイオ燃料法 に係るもの,"六次"は六次産業化法に係るものをそれぞれ表しています。(次頁においても同じ)

(経営等改善資金つづき)

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間
			(万円)	(据置期間)
⑨救命消防設備	救命胴衣	船舶安全法の型式承認を受け	10	2年
購入資金	消火器	検定に合格したもの		(-)
	イーパブ		60	
	レーダートランスポ		65	
	ンダ			5年
	小型漁船緊急連絡装	_	130	(-)
	置			
			(合計で130)	
⑩漁船転覆防止	漁獲物の横移動防止	_	30	
機器等設置資	装置			5 年
金	甲板下の魚そう	甲板上の魚そうを甲板下に設	100	(1年)
		置する改造		
			(合計で150)	
⑪漁船衝突防止	レーダー反射器	_	40	5年
機器等購入等	無線電話		40	(-)
資金			(合計で120)	
⑫漁具損壊防止	灯火付きブイ		個人 70	5年
機器等購入資		_	団体又は会社 130	(-)
金	レーダ反射器付きブイ			
13特認資金	定置網用無線遠隔式		350	5年
	魚群探知機の設置	_		(1年)
	電気パルス発生装置		120	

2 生活改善資金

資金の種類	貸付内容	基 準	貸付限度額	償還期間	
				(据置期間)	
①生活合理化設	し尿浄化装置,改良		30	3年	
備資金	便そう	_		(-)	
	自家用給排水施設		10	2年	
	太陽熱利用温水装置			(-)	
②住居利用方式	居室の改造				
改善資金	炊事施設の改造	_	150	7年	
	衛生施設の改造			(-)	
	家事室等の改造				
③婦人・高齢者	機器等,生産活動に	共同で行うもの	80	3 年	
活動資金	要する費用			(-)	

3 青年漁業者等養成確保資金

0 月十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	3 寸 笈 从 唯 木 貝 亚			
資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間
				(据置期間)
①研修教育資金	研修受講費用	農林水産大臣が定める基準	国内 180	5 年
			国外 100	(1年)
			(合計で180)	
②高度経営技術	近代的な経営方法又		150	5 年
習得資金	は技術の習得			(-)
③漁業経営開始	沿岸漁業の経営を開	青年漁業者又はその組織する	2,000	10年
資金	始するのに必要な費	団体	(促進グループ 5,000)	(3年)
	用		(一部門経営 800)	バイオ→12年(3年)